



蟹江小だより

ちがいは宝物 ～響かせよう！蟹江のハーモニー～

蟹江町立蟹江小学校

第2号

令和7年4月18日

発行者：佐古達哉

♪ 順調に始まっています

入学式・始業式から1週間が過ぎた学校では、各クラスでの係決めなども順調に進み、今年度の学校生活が順調にスタートしています。

始業式の翌日からは早速「給食開始」となり、1年生の教室には6年生のお兄さんお姉さんたちが応援に来て、1年生の子たちに優しく教える姿が、とても頼もしく輝いていました。



11日（金）には今年度最初の避難訓練を実施しました。新しい教室からの避難方法を確認するとともに、お互いの「いのち」を守ることができる学校になるよう大切なことを確認し合いました。

さらに各教室では、新しいクラスでの朝の会や帰りの会、そして授業のやり方も少しずつ定着をしてきて、先週はまだ緊張感があつた雰囲気も、少しずつほぐれてきたように感じます。



休み時間には、たくさんの「かにっこ」が、元気よく運動場で遊んでいます。「明日、一緒に遊んでくれる？」と話しかけてくれる子もいて、私もたくさんうれしい気持ちにしてもらっています！

来週の24日（木）には、今年度最初の「授業参観」を開催します。お忙しい中とは思いますが、ぜひ多くの皆様にご来校いただき、新たなスタートを切った蟹江小学校や「かにっこ」の様子を、見に来ていただけたらと思います。

♪ 「自分」や「大切な人」を守るために…

先日学校に、蟹江警察の「スクールサポーター」が来校して、地域の近況について情報提供をしていただく

ことができました。

【防犯ブザーを携帯しましょう】

地域のショッピングモールなどで、中高生と思われる子たちから小学生への「声掛け」事案が最近多く起きているようです。中には、ずいぶん怖い思いをする出来事もあるらしく、サポーターさんからは「普段の生活でも、いざという時に使える『防犯ブザー』を、子どもたちは携帯した方が良いと思います」というアドバイスをいただきました。



【自転車のルールを守りましょう】

皆さんもご存じのことと思いますが、昨年の11月に改正された「道路交通法」で、自転車に関する罰則が強化されました。

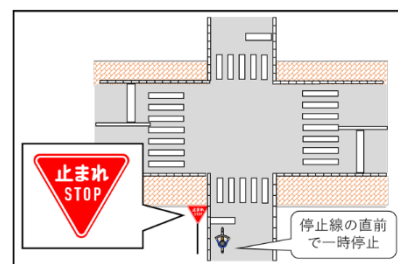
小学生といっても、間違った自転車の乗り方により事故を起こした場合は「加害者」となり、相手に怪我や損害が発生した場合は、保護者が大きな責任や賠償責任を負うこととなります。そんな悲しい状況にならないためにも、普段からご家庭でもお子様の自転車の乗り方について、十分な指導と啓発をしていただきますようお願いいたします。以下に、特に小学生も理解しておくべきルールを掲載しますので、ぜひ家庭での指導・啓発にご活用ください。

① 自転車は「左側通行」

自転車利用の基本的なルールですが、自転車は「左側通行」です。ちなみに歩くときは右側通行です。

② 自転車も「一旦停止」

「止まれ」の標識がある所は、自転車も「一旦停止」をすることが義務付けられています。スピードを緩めるだけでなく、確実に止まって（地面に足をついて）、左右を確認してから進みましょう。



③ 「横断歩道」は歩行者に注意

横断歩道を渡る時に、もし歩行者がいたら、自転車に乗ったまま横断歩道を渡るのはNGです。歩行者がいる時には、自転車から降りて歩いて渡るようにしましょう。

④ スマホを見ながらの運転は×

11月の法改正での大きな変更点が、この「スマホながら運転」でした。ルールに違反しただけで6月以下の懲役または10万円以下の罰金、ルールに違反して危険を生じさせた場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金という、大変重い罰則の対象となります。

自分自身はもちろん、友達や家族などの「大切な人」を守るためにも、今回いただいたアドバイスを生かして、「安心・安全な蟹江」をみんなでつくっていきましょう！！